

公の施設の指定管理者の指定の件（都市公園）

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

百合が原公園

2 公の施設の位置

札幌市北区百合が原2丁目、百合が原11丁目及び百合が原公園

3 指定管理者

札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 近藤 哲也

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、百合が原公園の指定管理者を指定するため、本案を提出する。